

## 令和3年第2回玄海町議会定例会11月会議会議録

招 集 年 月 日	令和3年9月30日（木曜日）						
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	再開・開議	令和3年11月29日午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君	
	散 会	令和3年11月29日午前10時30分			議 長	上 田 利 治 君	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員  ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 の 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 の 別	
	1	欠 番		2	松 本 栄 一 君	○	
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○	
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○	
	7	井 上 正 旦 君	○	8	池 田 道 夫 君	○	
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○	
	会議録署名議員	7 番	井 上 正 旦 君		6 番	宮 崎 吉 輝 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君			副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君			総 務 課 長	平 川 一 男 君	
防災安全課長	加 納 晴 美 君			企 画 商 工 課 長	日 高 大 助 君		
住民課長兼会計管理 者	脇 山 和 彦 君			健 康 福 祉 課 長	中 山 ふ み 君		
農林水産課長	山 口 善 正 君			ま ち づ くり 課 長	中 村 大 造 君		
生活環境課長	鈴 木 博 之 君			教 育 課 長	中 山 昌 直 君		
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	熊 本 秀 樹		議 会 事 務 局 主 査	松 本 辰 範		

## 令和3年第2回玄海町議会定例会11月会議議事日程（第1号）

令和3年11月29日 午前10時再開（開議）

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会議期間の決定について
- 日程3 報告第6号 専決処分の報告について（令和3年度玄海町一般会計補正予算（第7号））
- 日程4 報告第7号 専決処分の報告について（令和3年度玄海町一般会計補正予算（第8号））
- 日程5 議案第51号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程6 議案第52号 令和3年度玄海町一般会計補正予算（第9号）

---

午前10時 再開（開議）

### ○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回玄海町議会定例会11月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

### ○議会事務局長（熊本秀樹君）

報告いたします。

本定例会11月会議に、報告2件、条例の一部改正1件、補正予算1件が町長から提出されております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、7番井上正旦君、6番宮崎吉輝君を指名いたします。

日程 2 会議期間の決定について

○議長（上田利治君）

日程 2. 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会11月会議の会議期間は、本日11月29日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会11月会議の会議期間は、本日11月29日の1日間とすることに決定いたしました。

日程 3 報告第6号 専決処分の報告について（令和3年度玄海町一般会計補正予算（第7号））

○議長（上田利治君）

日程 3. 報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

おはようございます。報告第6号 専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

町長の専決処分に関する条例第2号の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、令和3年度玄海町一般会計補正予算（第7号）でございます。

専決理由及び補正内容といたしましては、8月11日からの豪雨により被災した町道及び農地について応急の工事をする必要があると判断し、一般会計の増額補正を行いました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,358千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8,393,615千円とするものでございます。

歳入補正予算の内容としましては、18款繰入金、2項基金繰入金、2目公共施設整備基金繰入金34,900千円の増額は、町道の災害復旧に係る経費に本基金を充当するものでございます。

同じく8目ふるさと応援寄附金基金繰入金は、棚田保全事業補助金に本基金を充当するものでございます。

歳出補正予算の内容としましては、7款商工費、1項商工費、3目観光費、棚田保全事業補助金は6,458千円の増額、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費は、測量、設計、試験委託料等34,900千円の増額でございます。

以上で報告を終わります。

**○議長（上田利治君）**

これより質疑に入ります。ございませんか。宮崎吉輝君。

**○6番（宮崎吉輝君）**

報告第6号の専決処分の内容についてちょっとお尋ねをいたします。

災害復旧費の公共土木施設災害復旧費ということで、9ページ、測量、設計、試験委託料22,000千円、それから、現年災工事請負金12,400千円ということで計上されてありますけれども、この内容について説明をお願いしたいと思います。

**○議長（上田利治君）**

中村まちづくり課長。

**○まちづくり課長（中村大造君）**

宮崎議員の御質問に対しお答えをいたします。

今回、専決処分をしていただいた公共土木施設災害復旧事業につきまして、まず、委託料といたしまして災害の測量、設計の委託料でございます。こちら7件でございます、22,000千円。それと、工事請負費でございますが、こちらは応急対策ということで計上させていただいております。こちらが12件で12,400千円ということでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

22,000千円の測定の分については7件、これは公共災のほうに適用されるということですが、前回も伺いましたけれども、全体の災害復旧の件数、ある程度、今、随時、災害査定等が行われているというふうに思っておりますけれども、最終的な件数というのはどれぐらいの件数になっているのでしょうか。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

お答えいたします。

まず、農林災害でございます。農林災害につきましては、先日、第1回目の災害査定を受けております。それと、来月またもう一回査定がございます。その件数といたしましては58か所で、全体で80工区。中には3工区ぐらいを1か所として、まとめて工事する場合もございますので、そちらも合わせますと80か所というふうな形になります。その内訳といたしましては、農地が40か所の55工区、施設が——こちらは道路と水路ですね、こちらが18か所の25工区と合わせまして、58か所の80工区ということになります。

公共施設災害につきましては、災害復旧事業として取り組む箇所といたしましては3か所を予定しております。こちら来月、国の査定を受ける予定となっております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

農林災害が合計の58か所、それから、公共施設災害が3か所ということですが、農林施設の災害がかなりの数になっております。これは、例えば、田んぼでありますと3月の終わりぐらいからは田植の準備に入られるということで、被災された方はなるべく早く復旧をしてもらいたいと考えてあると思っておりますけれども、今年度中にこれだけの箇所を発注するというか、それは難しいんじゃないかと思っております。今年度施工する分と、それから来年度に回す分があると思いますが、その考え方といたしますか、どういうふうな基準をもって今年

度着工するのか、1年延ばすのか、その考え方はどのように持っていますか。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

農林災害につきましては、まず、農林災害申請をして、その年から3年間で完了をさせなさいという規定がございます。今年度——今年度も残り少なくなりましたが、来月には全体の約40%近くを発注させていただきたいというふうに考えております。これにつきましては、12月の補正予算に計上させていただきたいというふうに考えております。その後、残りについては翌年度以降に発注をさせていただくと。

また、農地につきましては、恐らく作付というようなこともありますので、そちらのほうは地権者の方と御相談をさせていただいて、作付時期でも工事をするべきなのか、それとも、作付が終わってから工事をするべきなのかということ判断した上で、来年度の発注を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

農林災害については約4割を今年度発注で行いたいということですね。それから、地権者の意向等もありますので、その辺りを協議した上で、今年度実施するのか、来年度するのかというのを決めていきたいということですかね——はい。

結構な数の災害が出ております。通常業務もあるわけで、その中で災害復旧の事務も進めていかなければならないというふうに思いますけれども、かなりの負担になってくると思いますけれども、なるべく早い復旧に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

日程4 報告第7号 専決処分の報告について（令和3年度玄海町一般会計補正予算（第8号））

○議長（上田利治君）

日程4. 報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

報告第7号 専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

町長の専決処分に関する条例第4号の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、令和3年度玄海町一般会計補正予算（第8号）でございます。

専決理由及び補正内容といたしましては、議員の欠員により佐賀県議会議員補欠選挙が実施される見込みとなり、選挙費が必要であると判断し、一般会計の増額補正を行いました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,750千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8,397,365千円とするものでございます。

歳入補正予算の内容としましては、15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金3,750千円の増額は、今回の補欠選挙に係る経費の全額を委託金として受け入れるものでございまして、同様に歳出補正予算にも県議会議員選挙費として計上しております。

以上で報告を終わります。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

日程5 議案第51号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程5. 議案第51号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第51号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

人事院及び佐賀県人事委員会より本年の給与改定に関する勧告がなされ、一般職及び特別職の給与が改定されることに伴い、本町においてもこれに準じて関係条例の改正を行うものでございます。

今回の勧告は、公務と民間の給与比較の結果、公務員の給与が民間給与を上回っていたことから、その較差を解消するものとなっています。

これを受けて、本町においても一般職員、任期付職員、特定任期付職員及び再任用職員の特別給のうち期末手当支給率を引き下げることとしております。

また、議会議員及び特別職につきましても、国家公務員の特別職の期末手当支給率が一般職に準じて改定されることに伴い、併せて引き下げるものでございます。

なお、月例給につきましても、民間給与との較差が極めて小さく適正な給与改定が困難であることから、昨年に引き続き本年度も見送られております。

今回、この条例改正により、期末勤勉手当の年間支給率が一般職員で年間4.45月分から4.3月分に0.15月分引下げとなります。

再任用職員の期末勤勉手当につきましても、年間2.35月分から2.25月分に0.1月分が引下げとなります。

また、議会議員及び特別職並びに特定任期付職員の期末手当につきましても、年間3.35月分から3.25月分に0.10月分引下げとなります。

今回の改正における影響額は、一般職、特別職合わせて年間で総額約6,000千円、議会議員につきましても年間で総額約300千円の減額となります。

以上、提案の理由を申し上げますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）



以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（上田利治君）**

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程6 議案第52号 令和3年度玄海町一般会計補正予算（第9号）**

**○議長（上田利治君）**

日程6. 議案第52号 令和3年度玄海町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

**○町長（脇山伸太郎君）**

それでは、提案しております議案について提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度一般会計の補正予算が1件でございます。

議案第52号 令和3年度玄海町一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,445千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8,439,810千円とするものでございます。

まず、歳入補正予算としましては、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金42,445千円の増額は、本年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策のうち、子育て世帯への臨時特別給付費給付事業に係る補助金でございます。

次に、歳出補正予算を御説明いたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費42,445千円の増額は、歳入で説明しました子育て世帯への臨時特別給付費給付事業に係る補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するものでございます。

今回は、18歳以下の子供を養育している一定所得未満の保護者に支給される100千円相当

のうち臨時特別給付金として現金50千円を給付するもので、その給付金に加え、事務経費が含まれております。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。小山善照君。

○4番（小山善照君）

おはようございます。9ページの歳出、児童福祉総務費で、子育て世帯への臨時特別給付金ということで42,445千円と。

先ほど町長から御説明がありましたが、玄海町内でこれに該当するような世帯さんというのはどのくらいおられるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山住民課長。

○住民課長（脇山和彦君）

おはようございます。小山議員さんの質問にお答えをいたします。

世帯ということでございますけれども、世帯に関しましては524世帯で、対象となる子供さんですね、ゼロ歳から18歳までの子供さんにつきまして828人ということで想定をいたしております。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○4番（小山善照君）

玄海町からすれば、子供さんがこれだけおられるというのはいいことだと思います。

それで、18歳以下、大体100千円支給されるということであるんですけれども、当座50千円を先に支給すると。残りの50千円の扱いというのは、ニュース等々で見たら、クーポン券であるとか商品券であるとか、そのようなニュースも出ておりますが、その辺は具体的にこういう形でというのが決まったのでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山住民課長。

○住民課長（脇山和彦君）

今回、金品として100千円を支給するという事で議員の皆さん御承知だと思います。

今回、まず、現金を年内に支給するという事で、お一人方50千円分支給をさせていただきます。残りの50千円ですけれども、この50千円につきましては来年の春までに、子育てに必要な商品、あるいはサービスに活用できる50千円のクーポンを支給するという事になってございますけれども、この内容につきましてはまだ国のほうから詳細が来ておりません。申し訳ありませんが、これにつきましては分かり次第、議員の皆様方にはお示しをしたいというふうに思っております。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○4番（小山善照君）

これは国からお金が入ってくると。それを町が——代理と言うたら言い方がどうかと思うんですが、配付をしていくというような話なんです。

それで、システム改修業務等々が入っておりますが、これはあくまで現金を配付するためのシステムの改修と。先ほど課長がおっしゃられた、来年度にはっきりするであろう、そのクーポンないしを配付するときにも、またこういう改修が必要になってくるんでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山住民課長。

○住民課長（脇山和彦君）

今回、システム改修ということで計上させていただいておりますけれども、このことにつきましては、あくまで50千円の現金をゼロ歳から18歳までのお子様を養育してある保護者の方に支給するための費用ということで、クーポンにつきましては、先ほど申し上げましたように、どのようなことになるのかまだはっきり分かりませんが、その時点でもしも費用が必要であるならばお願いをすることもあるのかなというふうには思っております。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○4番（小山善照君）

配付先は変わらないと思うので、これあたりを、早手回しにと言うたらなんですが、そこまで一緒にやれるようなシステム改修を今のうちからやられとったほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、今、課長がおっしゃったように、そのときそのときの状況で多少

変わりがあるだろうということなので、それはこれ以上お伺いすることはないと思います。

これも早めにやっていただくのがよろしいかと思いますが、1つちょっと関連でお伺いしますけど、町としてこれに準じて何か給付対策等々を考えておられるようなことがあるんでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山住民課長。

○住民課長（脇山和彦君）

町として独自の給付対策を何か考えているかということでございますけれども、このことにつきましては現在のところ考えているということはありません。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○4番（小山善照君）

今のところは考えておられないと。仮に困ってある方がおられるとすれば、国からの50千円、町から幾ばくかというような話も出てくるかもしれないと思うんですよね。こういう世帯の方々の御意見等もよくよく聞いていただいて、その辺がもし助かるなというような話が聞こえてくれば、町としても考えられてはどうかという提案だけしておきます。

議長、以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

これは国からの交付で、町でどうこう言うことじゃないんですけど、確認だけしておきます。

828人に50千円やれば4,140千円になるんですけど、これは全員に50千円ずつやって、残りの50千円は所得制限とか、そういうことはまだ決定はされていないんですよね、どのような形でやるかも。どのようになっていくかというある程度のことは分かっておりますか。

○議長（上田利治君）

脇山住民課長。

○住民課長（脇山和彦君）

今回の100千円です。50千円の現金と50千円のクーポンということでございますけれども、

どちらにいたしましても、児童手当の本則支給を受けておられる方につきましては所得制限がございます。その所得制限にかかっていらっしゃらない方ということで、例えば、お父さん、お母さん、それと、子供さんがお二人の4人の世帯で考えて、お父さんが仕事がある、収入がある場合、お父さんが3人を扶養されているわけですが、そういった場合には所得で7,360千円未満の世帯に対して支給をすると、それ以上の世帯に対しては支給はできないということになっております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

いろいろ支給をするということは悪いことじゃないんでしょうけど、先日、これとは関係ないんですけど、農業委員会で生産者等の聞き取り調査をした結果、今、非常に原油が上がっております。その原油が上がっているゆえに、ハウスマカンとかイチゴ、あるいは漁民もですけど、重油が高騰して経営に非常に困難を来しておるといふこと。それと同時に、飼料の価格も上がっているということで、そういうこともこれから視野に入れておくべきかなというふうに思っておりますし、これとは別の話題ですけど、そういうことも町長、頭に入れて次の施策を進めてください。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

原油価格高騰ということで、上がっているのは私も新聞等で聞いておまして、その分の農家の方たちへの対策もしなくてはならないかなと思っております。農家の方たちに聞きますと、やはり原油が上がるといふことで経費が上がって大変だといふ話も聞いております。また、漁業の場合も、8月の豪雨災害等いろいろありまして、コロナ禍も関連していると思っております。そういったところを勘案しながら検討するようにしております。この議会が終わったら、副町長とそういった面でどうしようかといふ話をしたいなと考えておるところでございます。できるだけ、しなくてはならない分は早急に対応していきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号 令和3年度玄海町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会11月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和3年第2回玄海町議会定例会11月会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員